

コミュニティスクール学校施設・児童館施設の利用条件について

生涯学習・スポーツ課

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐとともに学校施設のため、次の条件を必ず厳守してください。

1 以下の状態に当たる方の利用はお断りします。

- 体調がよくない場合（例：37.5 度以上の発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2 以下の条件を承諾した上で、利用してください。

- マスクを持参すること（受付や着替え等のスポーツを行っていない際や会話をする際には必ずマスクを着用すること）。
- 各自体温計を持参し、利用前に利用施設にて**必ず全員検温**すること。
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること（消毒液は持参すること）。
- 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ 2 m 以上）を確保すること。
- 利用中に大きな声で会話や応援等をしないこと。
- 利用当日に**利用者名簿**（利用記録用紙裏面）を必ず提出すること（氏名、体調、体温等）。
- 団体の責任者は、参加者全員の氏名・連絡先を把握すること。
- 消毒物品を用意し、利用後の施設（更衣室含む）の消毒を施設貸し出し時間内に必ずすること。**
- 利用前に**承認書・消毒物品・体温計の持参確認**を受付へ提出すること。（全て確認ができれば、施設をご利用いただけます）。
- 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。

3 活動中の遵守事項

- 周囲の人と距離をとるようにしてください。
- 三密（密閉・密集・密接）にならないようにしてください。
- ミーティングや話し合い時も三密を避け、マスクを必ず着用してください。
- 身体接触のある運動や互いに近接する活動では、練習方法や内容について工夫および配慮をしてください。

4 活動後の遵守事項

- ドアノブ、スイッチ、手すり、清掃用具、貸出備品等を**必ず消毒**してください。（消毒液は持参してください。）
 - 利用後、**利用記録用紙と消毒等完了報告書**を受付もしくは警備員へ提出してください。
 - 利用後のマスク、消毒で使用したペーパー、その他ごみ類は各自で必ず持ち帰ってください。**施設内には絶対に捨てないでください。**
 - 消毒液および使用方法については、厚生労働省のホームページを参考にしてください。
- ※感染予防の観点から、貸し出しの見合わせや上記に変更の可能性があることもご理解ください。
- 学校施設は区民・児童等が安心して利用する場所であり、地域の皆様が集う大切な場所でもあります。そのことを十分ご理解いただきますとともに新しい生活様式に基づく利用にご協力をお願いします。